

No.127

緑の子

発行 編集 鎌ヶ谷市青少年センター

☎ 273-0101
鎌ヶ谷市富岡 1-1-1
(三橋記念館3階)
☎ 047-445-4393

インターネット・携帯電話（スマホ）の使い方、大丈夫ですか？

インターネットは、私たちの生活するうえで、なくてはならないものとなっています。

インターネットは世界中と繋がっていて、そこにはたくさん役立つ情報があり、多くの人と接することが出来ます。しかしその反面、危険な道具にもなり得ます。詐欺、悪質商法、迷惑メール、誹謗中傷、不当な料金請求等々…

近頃は、子どもたちの間でもネット上のトラブルが多数報告されていますが、その多くは正しい使い方やマナーが判らず使用して、トラブルに発展しています。そういったトラブルの加害者や被害者にならないために、今一度正しいルール、マナーを確認しましょう。

○子どもが使用する携帯電話、スマホ、パソコンには、まずフィルタリングをフィルタリングとは、青少年に好ましくないインターネット上の情報を自動的に遮断するものです。

フィルタリングの方法
・携帯電話：携帯電話会社にアクセス制限機能の申し込みをする
パソコンなど：フィルタリングソフト（パソコンに付属のもの、市販、プロバイダに申込み）をインストールする。
・スマホ：インターネットに接続する方法が複数あるので、注意が必要です。携帯電話会社のアクセス制限機能の申し込みの他に、フィルタリングソフトを使用する。

※千葉県青少年健全育成条例で、「インターネット接続機器の管理に関する保護者の責務」と「携帯電話事業者等の保護者に対する説明等」が義務付けられています。

フィルタリング紹介サイト

- 総務省ホームページ
PC用 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html
携帯用 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/i/
- 経済産業省ホームページ
PC用 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/filtering.html
- 社団法人電気通信事業者協会（携帯電話・PHSのフィルタリング）
PC用 <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>
- 財団法人インターネット協会（フィルタリングソフト）
PC用 <http://www.iajapan.org/filtering/>



総務省 QR コード

○ネット社会の7つの常識

1. インターネットは自己責任の世界です。
ネットを利用して自分が行った言動で発生したトラブルや事件に対して責任を持つこと。
2. すべての情報発信は謙虚な姿勢で。
電子メール、掲示板、SNSなどネット上の発信では、顔が見えない分ニヒアンスや雰囲気伝わりません。常識的な言葉遣いか、相手を傷つける過激な内容になっていないかよく考え、読み返してから送信しましょう。また、携帯電話使用も同様に使用する時と場所を考え、自己中心的な使い方にならないように注意しましょう。
3. むやみに個人情報を公開しない。
会員制のサイト利用などで、個人情報を問われることがあります。そのサイトの信頼性を確かめて、むやみに個人情報を書き込まない。また、ブログ、掲示板、ブログ、ツイッターなどで個人が特定できるような情報や写真を載せる事は大変危険です。過去にはストーカー事件や傷害事件に発展したものもあります。
4. 危険なサイト（アダルト、出会い系）に近づかない、利用しない。
十八歳未満の子どもは出会い系サイトの利用を法律により禁止されています。有害なサイトから子どもを守るためにもまずフィルタリング対策をし、さらに注意喚起や指導しなくてはなりません。出会い系サイト等は、「見ない」「書き込まない」「絶対会わない」
5. 著作権・肖像権を侵害しない。
他人が創作した文章や絵画、音楽、メールの文章などを許可なく勝手に公開することは著作権侵害になります。また、勝手に人物の写真を撮ってそれをネット上に載せることは、肖像権の侵害になるので、どちらも許可をもらうことが必要です。書店などにおけるカメラケータイの撮影もデジタル万引きと呼ばれ、社会問題になっています。
6. コンピューターウイルスへの対策を講じる
インターネットを使用する前には、必ずウイルス対策をしましょう。ファイアウォール交換ソフトを介してパソコンがウイルスに感染し、個人情報流出する事件が続発しており、最近では、知らないうちに自分のパソコンが遠隔操作されるボットネットというウイルスも発生しています。

7. ID、パスワードはしっかりと管理
 携帯、パソコンの貸し借りは友だちでも絶対
 厳禁です。もし他人に知られたら、あなたに成
 りすまして迷惑メールを送られたり、不正な買
 い物をされたりする危険があります。

○最近のネットトラブルの傾向

- ・携帯メールでの悪口や卑猥画像の大量送信
- ・プロフサイト、掲示板、ブログ、ツイッター、SNSサイト利用から個人情報流出、誹謗中傷
- ・迷惑メール、不当な料金請求、悪質商法、詐欺
- ・有害アプリを悪用して、犯罪に発展

○トラブルを避けるポイント

- ・悪口や人を傷つけることは絶対書き込まない。
- ・個人が特定できるような情報は載せない。(自分はもちろん友人も)
- ・匿名として書き込んでも、発信元は必ずわかる

・一度発信されたら、二度と消せない。
 ・悪意ある書き込みには応戦せず潔く撤退する。
 ・チェーンメール、心当たりのない広告メール、知らない人からのメールは無視する、開かない。
 ・メールアドレスを流出することになるので、配信拒否の返信メールもしない。
 ・身に覚えのないものは無視すること。
 ・※アダルト無料サイトをクリックするといきなり会員登録となり、料金請求が消えない↓ワンクリック請求
 ※お金をあげたい、友だちになりたいなどのメールが突然届いて、有料サイトに誘導され、継続のためポイントを購入してしまう↓サクラサイト商法
 ・少しでも身に覚えがある場合や、実生活に影響が出てしまったら、すぐに親、学校の先生、警察に相談する。

ネット利用には、「判断力：安全か危険か、善か悪かを見分ける力」「自制力：ガマンできる、引き返す力」「責任力：自分の発言に責任を負う力」の3つの力が必要です。社会経験が少なく、危険を察知する力が弱い子どもたちは、親がしっかりと見守り、指導し、最悪の場合親が責任をとる覚悟が必要です。携帯電話、スマホ、パソコンを持たせたら、家庭での約束事を決め、使い方のマナーを確認し、正しく利用しましょう。

【相談窓口】

○青少年センター

青少年の問題行動や悩みを抱えた青少年と保護者に、電話又は面接による相談を受け付けています。
 ひとりで悩まず相談を

相談日 月曜日から金曜日

時間 午前9時から午後4時

電話 047-445-4307

○鎌ヶ谷警察署

電話 047-444-0110

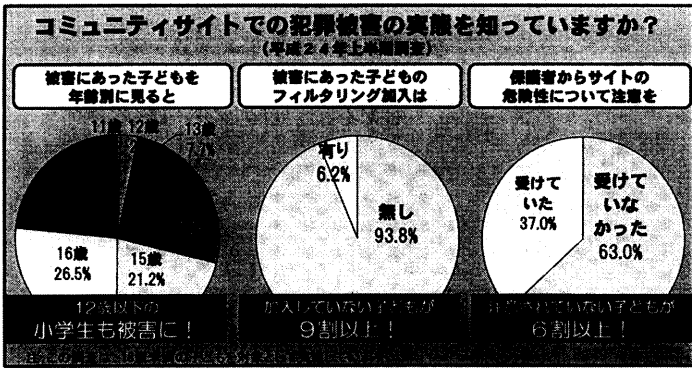
(代)

○千葉県消費者センター

悪質商法、インターネットトラブル相談

電話 047-434-0990

出典：千葉県警察



Check! スマートフォンのアプリには危険なものも!

スマートフォンは、インターネット上にあるサイトからアプリ(地図、カメラ、動画再生、無料通話、ゲーム等様々なもの)をダウンロードすることで、利用者自らがスマートフォンの機能をカスタマイズ(拡張・変更)することができます。

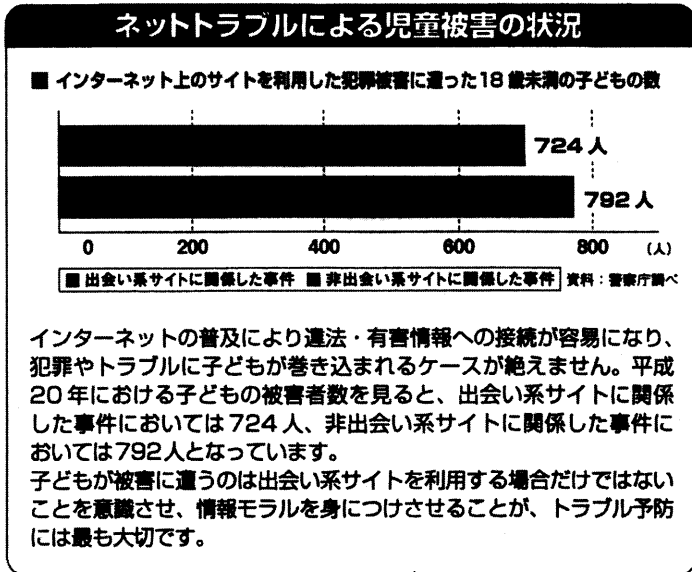
しかし、子どもに自由にダウンロードさせることや使わせることが好ましくないアプリも流通しており、それらを通じて犯罪の被害等にあって、個人情報流出したりする可能性があります。

携帯電話各社が提供する、子どもに有害なアプリを自動的に識別して使用できないようにする「アプリフィルタリング」やアプリの利用を保護者が管理できるサービスを利用しましょう。

そのアプリ、本当に必要?

アプリ等を悪用して、こんな犯罪が実際に起きています

検索・無料通話アプリ提示権 犯人は、無料通話アプリの非公式提示権で女子高校生と知り合い、車内で睡眠薬を入れたジュースを飲ませ、女子高校生が眠っている間に、わいせつな行為をした。 <small>相手はどんな人間かわかりません。会うと犯罪の被害に!</small>	児童買春・出会い系アプリ 犯人は、GPS(位置情報取得)機能で近くにいる利用者と交流できるアプリで女子中学生と知り合い、「下着を売ってほしい。」等と接触し、その後現金を渡す約束をして、わいせつな行為をした。	個人情報流出・不正アプリ 犯人グループは、ゲームの動画再生アプリにウイルスを組み込み公式アプリマーケットからこのアプリをダウンロードした多くの利用者から、スマートフォンに登録している電話番号やメールアドレス等の個人情報抜き取った。
---	---	---



「青少年安全メール」登録のご案内

◇提供する情報

- ①不審者等子どもに関する防犯情報
 - ②危険箇所等子どもへの安全に関する情報
 - ③その他子どもへの安全に関する一般情報
- ※提供する時間帯は原則として、土・日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時の間となります。

◇登録方法

手順1：仮登録

◎携帯電話またはパソコンから次の仮登録用アドレスへ空メールを送信してください。

仮登録用アドレス kanakodomo@npne.jp



※QRコード対応の携帯電話は、こちららを利用できます。

手順2：本登録

◎本登録ご案内のメールが届きますので、そのメールに記載されたURLへ接続して、必要事項を入力してください。

※仮登録後、24時間以内に本登録の手続きを行わない場合には、仮登録が取り消されます。

手順3：完了

◎登録完了のメールが届きます。登録完了のメールが届かない場合には登録をやりなおしてください。

※登録料及び情報提供料は無料となりますが、メールの送受信にかかる通信料は、登録者の負担となります。

◇メール受信後のお問い合わせには応じておりませんので、ご了承ください。

問い合わせ先：鎌ヶ谷市青少年センター

電話 047(445)4393

◆街頭補導 (10月～2月)

	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	合計
自転車二人乗り	2	45	32	0	1	80
自転車無灯火	0	0	0	0	0	0
危険箇所出入り・遊び	0	0	0	0	0	0
たむろ	0	0	13	2	6	21
喫煙	0	5	8	0	0	13
総学	0	9	3	0	0	12
その他	0	8	14	0	1	23
合計	2	67	70	2	8	149

◆補導実施状況 (10月～2月)

補導別	補導回数
計画補導	57
夜間補導	1
随時補導	57
行事特別補導	3
市内一斉補導	1
列車補導	1
特別補導	0
隣接補導	1
合計	121

※青少年センターの補導活動とは別に毎月各中学校区単位(班)で独自に青少年補導員の方々がパトロールを実施しています。

わが子を非行化させる十二ヶ条

- 一 幼いときから冷たくあしらうべし。スキンシップとか遊び相手になるのは禁物。
 - 二 欲しいと言えばホイホイと買い与えるべし。うるさく細かく親の思うままに世話をやけ。
 - 三 子どもの間違いや失敗は理由を問わず叱りどばせ。ひっぱたくことはいっそうよろしい。
 - 四 食卓の団らんは家庭から一掃すべし。子どもの話題や関心などは他愛がない。
 - 五 子どもがどこで何をして遊ぶのが気になる。遊び相手についてもまったく気にする必要なし。
 - 六 での良い兄弟やよその子と比較して、お前はバカだ、誰々を見ならえ！を連発すべし。
 - 七 問題解決は感情で処理し、暴力に訴えるか集団の実力を悪用するのが手っ取り早いことを子どもにも示すべし。
 - 八 子どもが良いことや努力しても褒めるべからず。むしろ、ごまかしや裏切りなど悪事をうまくだら褒めること。
 - 九 子どもの前では決して夫婦間の意見を一致させるな。父親は難しい問題からうまく逃げること。
 - 十 お金こそが人生の最高目標であると身をもって教え込むこと。宗教や精神生活を軽蔑させよ。
 - 十一 子どもの前で法律・警察・学校・役所の悪口を言い、社会のきまりや公共機関への敵意を植え付けよ。
 - 十二 もし、以上のすべてを忘れても、次の一つだけを心がけるならば、あなたの子どもの非行はよく進むだろう。「いつも夫婦仲悪く暮らし、憎み合い、できれば不貞をはたらくこと。」
- およそ50年ほど前にアメリカのデンプー少年裁判所が「子どもを悪くするやりかた」を発表して、親に警告を発したことがあったそうです。その当時、多摩少年院の徳武院長がこれに注目して翻訳し「逆説的子育て論」として紹介したものです。

◆少年相談 (10月～2月)

相談件数 15件
 少年 6件
 少年 1件
 少年 1件
 少年 1件
 少年 1件
 少年 1件

○相談に関する情報は守られます。
 相談日 月 火 9時～16時

○電話だけでは解決できない相談も受け付けています。

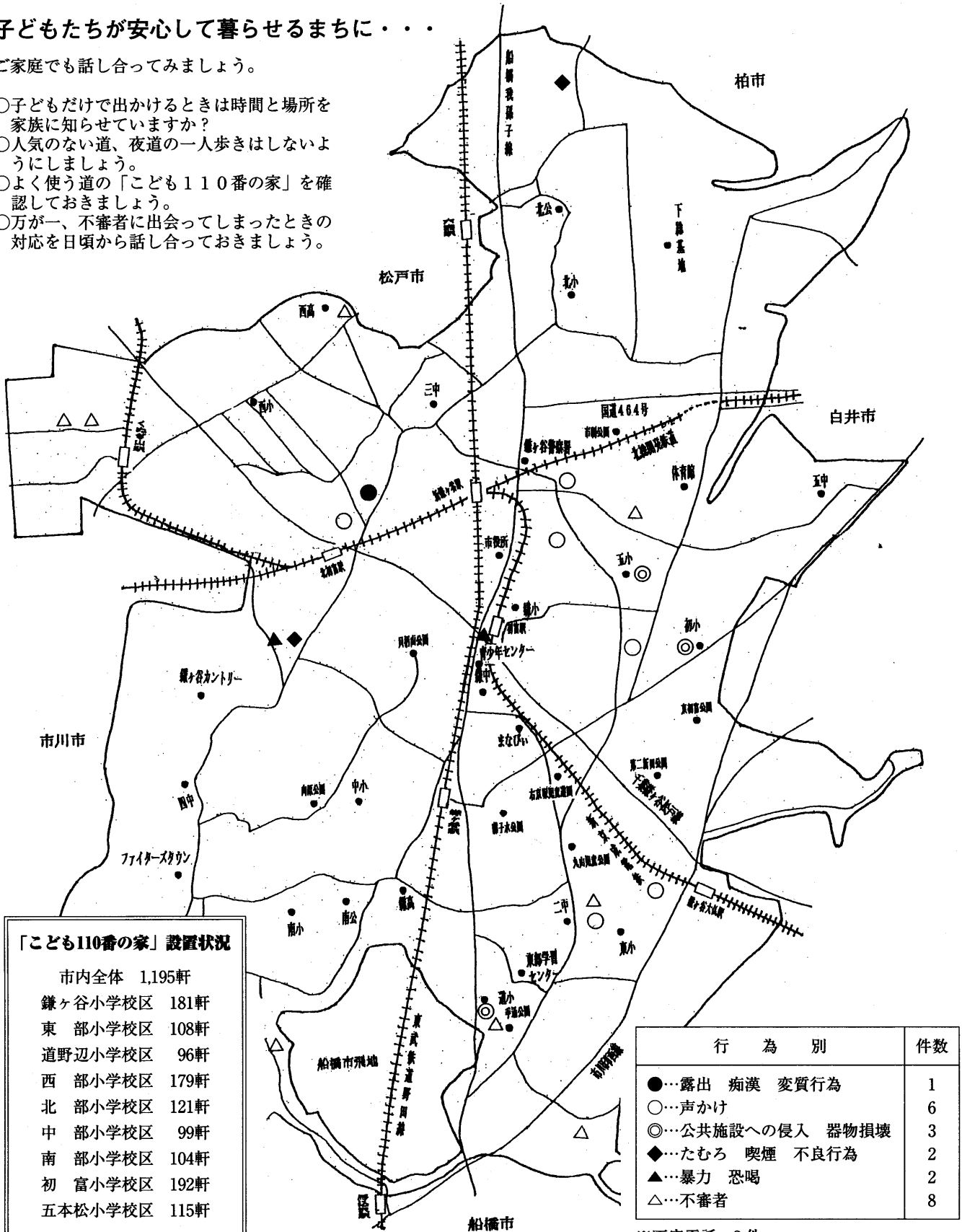
○鎌ヶ谷市青少年センター
 住所 鎌ヶ谷市中央1-1-1
 電話 047-445-4393

平成24年度 子ども防犯マップ (10月～2月)

子どもたちが安心して暮らせるまちに・・・

ご家庭でも話し合ってみましょう。

- 子どもだけで出かけるときは時間と場所を家族に知らせていますか？
- 人気のない道、夜道の一人歩きはしないようにしましょう。
- よく使う道の「子ども110番の家」を確認しておきましょう。
- 万が一、不審者に出会ってしまったときの対応を日頃から話し合っておきましょう。



「子ども110番の家」設置状況

市内全体	1,195軒
鎌ヶ谷小学校区	181軒
東部小学校区	108軒
道野辺小学校区	96軒
西部小学校区	179軒
北部小学校区	121軒
中部小学校区	99軒
南部小学校区	104軒
初富小学校区	192軒
五本松小学校区	115軒

行為別	件数
●…露出 痴漢 変質行為	1
○…声かけ	6
◎…公共施設への侵入 器物損壊	3
◆…たむろ 喫煙 不良行為	2
▲…暴力 恐喝	2
△…不審者	8

※不審電話…3件